

埼玉県報



埼玉県発行

目次

訓令

○埼玉県雇用・中小企業対策本部
設置規程の一部を改正する訓令
(産業労働政策課)

告示

○特定非営利活動法人の定款の変
更に係る告示 (中央創造)

○特定非営利活動法人の設立に係
る告示 ()

○ () ()

○ () () (西部創造)

○ () () (東部創造)

○自衛官の募集に関する告示
(地方分権支援課)

○地籍調査の成果の認証
(土地水政策課)

○県庁舎で使用する電力に関する
入札告示 (管財課)

○IT調達支援業務委託に関する
入札告示 (システム調整室)

○埼玉県手数料条例の規定に基づ
き知事が別に定める研修の指定

(介護保険課)

○公益事業における争議行為の予
告 (勤労者福祉課)

○上福田土地改良区の役員退任届
(東松山農林)

○大越八ツ田土地改良区の役員就
任届 (加須農林)

○手子林第三土地改良区の設立認
可 (農村整備課)

○市野川第二土地改良区の解散認
可 ()

○唐子南部土地改良区の定款変更
認可 ()

○嵐山中部土地改良区の定款変更
認可 ()

○嵐山南部土地改良区の定款変更
認可 ()

○羽生都市計画事業施行の周知
(公園課)

○さいたま都市計画事業及び越谷
都市計画事業施行の周知 ()

○所沢都市計画下水道事業の事業

○計画の変更認可(下水道課)

○富士見都市計画下水道事業の事
業計画の変更認可 ()

○寄居都市計画下水道事業の事業
計画の変更認可 ()

○開発行為に関する工事の完了公
告 (建築指導課)

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○開発行為に関する工事の完了公
告 (飯能県土)

○ () (東松山県土)

○ () (行田県土)

○建築基準法に基づく道路の位置
の指定 (杉戸県土)

○公告対象区域内の建築物に係る
認定の取消し ()

○建築基準法に基づく一団地等の
建築物の認定 ()

○新三郷浄水場高度浄水施設建設
工事に関する落札者等の公示
(入札企画室)

○埼玉県教育委員会定例会の召集
(教委・総務課)

○人事異動 (人事課)

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

○ () ()

訓令

埼玉県訓令第十七号

本 地 域 機 関
埼玉県雇用・中小企業対策本部
埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定め
る。
平成十九年四月六日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程の一部を改正する訓令
埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程(平成十三年埼玉県訓令第四十号)の一
部を次のように改正する。

第三条第三項中「及び出納長」を削る。
別表第一中「都市整備部長」の下に、「会計管理者」を加える。
附則
この訓令は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第五百八十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日
埼玉県知事 上 田 清 司
平成十九年三月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人NPOすけっと
- 三 代表者の氏名
中島 敬一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市大字小泉四番地四十八
五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民と互いに支えあい、安心して暮らせる健全なまちづくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百八十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年三月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO遷喬館

三 代表者の氏名
露木 孝夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市岩槻区本町三丁目十七番十二号オクトハイツ二〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、所得格差により、平等な生活環境を維持できていない人々に対し、青少年の勉強への均等な機会を提供する学習支援事業、高齢者の自立生活への均等な機会を提供する福祉・介護支援事業を行うことで、夢を持って豊かに生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百八十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年三月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人障がい者就労支援市民の会

三 代表者の氏名
本橋 健造

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市新曾南一丁目十番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障がい者に対して、就労を通じた地域生活を促進することにより、だれもが心豊かに暮らせる社会を創ることで、福祉の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百八十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者か

ら、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年三月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オアシス

三 代表者の氏名

岩本 佳子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市鶴瀬西三丁目十八番

十号

五 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな悩みや困難を抱える人たちの自立を支援し、誰もがその人らしく生きていける共生社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百九十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年三月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リユース環境推進ネット

三 代表者の氏名

桶本 義孝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市大和田二一一一九

五 定款に記載された目的

この法人は、地域環境の危機が叫ばれるなか、循環型社会の実現を目指して、それに向けた取り組みを行って行

くことを目的とする。

埼玉県告示第五百九十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年三月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人めぶきの家

三 代表者の氏名

岸 昭子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷五丁目三番二十

五号

五 定款に記載された目的

この法人は、三障害者(身体、知的、精神)及び高齢者に対する、自立生活の支援を行い、社会復帰に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百九十二号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条、第百十七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 募集期募集区分

イ 二等陸士(男子)

ロ 二等海士(男子・女子)

ハ 二等空士(男子)

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験(国語、数学、社会及び作文)

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

第一回 平成十九年四月六日から五

月二十二日まで

第二回 平成十九年五月二十八日から六月十二日

第三回 平成十九年六月十八日から七月三日

五 入隊時期

平成十九年七月又は八月(女子は八月のみ)

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

第一回 平成十九年五月二十六日

第二回 平成十九年六月十七日

第三回 平成十九年七月八日

ロ 試験場の位置及び名称

第一回・第二回 練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

第三回 狭山市稲荷山二丁目三番

航空自衛隊入間基地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊

埼玉地方協力本部(さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和合同庁舎

三階 電話〇四八―八三一―一六〇四

三)及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階・三階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま

地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二―四六九二)

ハ 練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一―六一五七)

ヘ さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階・三階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま

埼玉県告示第五百九十三号

飯能市及び北川辺町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
飯能市	平成十七年 平成十八年	地籍図 地籍簿 二十枚 一冊	前ヶ貫第一・矢嵐	平成十九年 三月二十七日
北川辺町	平成十七年 平成十八年	地籍図 地籍簿 三十六枚 四冊	栄V	平成十九年 三月二十七日

埼玉県告示第五百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量12,400,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成19年7月1日から平成20年6月30日まで

(4) 需要場所

埼玉県庁舎及びその敷地内

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価 (kW 単価、

同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価 (kWh 単価、同一月においては単一のものとする。)を根拠 (小数点以下を含むことができる。)とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 上記1 (1) の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第3条第1項の規定に基づく一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部 管財課電気施設担当 井田 務 電話048—830—2613 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成19年4月18日 (水) まで (日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前10時から午後4時まで (正午から午後1時までを除く。)に上記 (1)の場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県総務部管財課入札室 (本庁舎地下1階) 平成19年5月18日 (金) 午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成19年5月17日 (木) 午後5時必着
4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100分の5以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成19年4月20日 (金) 午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年埼玉県規則第106号) 第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in Saitama Prefectural Government Building 12,400,000 kWh
- (2) Time-limit for tender : 10 : 00 a.m.18,May,2007
(tender submitted by mail 5 : 00 p.m.17,May,2007)
- (3) Contact point for the notice : Public Property Management Division, Department of General Affairs,Saitama Prefectural Government,3-15-1 Takasago, Urawa-ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-9301,Telephone 048-830-2613

埼玉県告示第五百九十五号

次のとおり一般競争入札に付す。

平成十九年四月六日

埼玉県長 田 中 繁 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
IT 調達支援業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約日から平成20年3月20日まで
- (4) 履行場所
埼玉県総務部システム調整室が指定する場所
- (5) 入札方法
本件入札は、総合評価一般競争入札方法により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算

した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分が「電子計算に関する業務」であり、かつ、物品等の種類が「システム分析」である埼玉県の「物品等競争入札参加資格者名簿」に登録している者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 平成14年4月1日以降に都道府県又は指定都市(政令で指定する人口五十万以上の市)で全庁的なITシステム投資の最適化業務受託実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部システム調整室システム審査担当 新井 晴人 電話048—830—2284(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から平成19年4月18日(水)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階
地域衛星通信スタジアム
イ 日時
平成19年4月12日(木) 午前10時
- (4) 入札・開札の場所及び日時
ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階
地域衛星通信スタジオ

イ 日時

平成19年4月26日(木) 午後2時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部システム調整室システム審査担当

イ 受領期限

平成19年4月25日(水) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を

平成19年4月18日(水) 午後5時までに3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 提出書類

本件入札は、総合評価一般競争入札をもって行うため、入札書及び企画提案書等を提出すること。

(6) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点及び価格点の合計点数の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。

(ロ) 企画提案書の提案内容が別記提案書評価表の必須項目をすべて満たしていること。

イ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は必須項目の技術点の高い者を落札者とし、それでも同じ場合にはくじにより落札者を決定する。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する。(調査基準価格未滿の入札があった場合には、調査の上当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(8) 手続における交渉の有無

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、あらかじめ本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048—830—5775(直通) 〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

なお、平成19年5月1日時点で「物品等競争入札参加資格者名簿」に登録されなかった場合は、本調達への参加資格を失うものとする。

- (10) 支払条件
 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

別記

提案書評価表

項目	項番	記述内容	配点	必須項目	
1 基本事項			15	必須	
	(1) 本県が置かれている現状	1 新IT推進アクションプラン、埼玉県行政改革プログラム及び提供資料に基づき、IT投資の最適化という視点に立ち、本県が置かれている現状を記述すること。	5	必須	
(2) 基本的な考え方	2	仕様書に基づき、貴社が提案する本事業実施に対する全体について、基本的な考え方、強調すべき点などを記述すること。	10	必須	
	2 委託項目		115	必須	
(1) 新規開発システムの事前評価	3	予算要求に先立つ事前評価の実施に当たり着目する視点、留意点及び効果的な取組手法などについて記述すること。	10	必須	
	4	各課からの事前評価依頼案件に対するヒアリング(必要に応じて複数回行つ)について、重視するヒアリング項目、効果的な実施手法及び実施体制を記述すること。	10	必須	
	5	事前評価について、より成果を上げるための貴社独自の提案を記述すること。	10		
	6	システム開発の契約締結における契約書、仕様書及び見積書等のチェックに当たり、着目する視点、留意点などを専門的見地から具体的に記述すること。	10	必須	
	7	トータルコスト削減に寄与するためにシステム開発の契約段階で必要な取組について、貴社独自の提案を記述すること。	10		
	8	維持管理経費削減の実現に向けて着目する視点、留意点及び効果的な手法について記述すること。	10	必須	
	9	維持管理契約内容の見直しにより、ある程度経費削減を行ってきたシステムに対し、更なる経費削減を実現するために必要な事項や具体的な改善案を記述すること。	15	必須	
	10	ユーザー統合など運用面の統合に関する環境整備について、業界の技術標準などを踏まえた具体的な提案を記述すること。	10	必須	
	11	大型電子計算機のダウンサイジングについて、再構築方針、スケジュール及び再構築に当たつての検討事項を具体的に記述すること。	15	必須	
	12	庁内情報システム維持管理経費の削減に関し、現在の本県の状況に即した効果的な手法について、貴社独自の提案を記述すること。	10		
	(3) 庁内情報システム維持管理経費削減				

項目	項番	記述内容	配点	必須項目
(4) 情報提供	13	委託項目(1)~(3)における、他自治体や民間等の動向などに関する情報提供について記述すること。	5	
3 独自提案				
(1) 委託項目全般に係る独自の視点	14	2の委託項目の実施を踏まえ、今後埼玉県が実施すべき制度的改善策を提案するために採用する貴社独自の取組や手法を記述すること。	15	必須
4 実施体制等				
(1) 実施スケジュール及び体制	15	各委託項目の実施スケジュールと各委託項目に従事する者を記載した従事者名簿及び支援体制を提出すること。なお、従事者名簿には、氏名、実績及び所有資格(取得年月日も記述)を必ず明記すること。	15	必須
実績(評価対象外)				
本委託業務に類似する貴社の業務実績を記述すること。			1	
合計			160	点

埼玉県告示第五百九十六号

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)別表福祉部の項第十七号金額の欄イ(3)の知事が別に定める研修を次のように定める。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田 清司

一 研修実施機関

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

二 所在地

さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号

三 研修の課程

「介護支援専門員資質向上事業の実

施について」(平成十八年六月十五日老発第〇六一五〇〇一号厚生労働省老健局長通知)に規定する専門研修課程Iを満たす研修

埼玉県告示第五百九十七号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、平成十九年三月二十八日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 争議行為を行う労働組合 協同観光バス労働組合
- 二 事 件 賃金・臨時給に関する要求書についての交渉促進及び問題解決
- 三 日 時 平成十九年四月九日初発から解決に至るまでの期間
- 四 場 所 株式会社協同観光バス、株式会社協

同バスが経営する全職場 本社営業所(行田市佐間一―二十一―三十六) 熊谷営業所(熊谷市佐谷田一三九三―一―) 五 概 要 同盟罷業を含む各種の争議行為及び使用者のロックアウトなど妨害行為排除のための対抗行為を、その状態に応じて実施する。

埼玉県告示第五百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、上福田土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田 清司

退任 職名 氏 名 住 所
理事 堀口 教 良 比企郡滑川町大字福田二一五五―二

埼玉県告示第五百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大越八ツ田土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田 清司

職名 氏 名 住 所
理事 野 中 望 加須市大字大越二〇八三番地

埼玉県告示第六百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により、羽生市瀬山昌生ほか十八人からの申請に係る次の土地改良区の設立を平成十九年三月二十九日認可した。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

手子林第三土地改良区

二 事務所所在地

羽生市

三 地区の所在地

羽生市

埼玉県告示第六百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成十九年三月二十七日認可した。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

市野川第二土地改良区

二 事務所所在地

比企郡小川町

埼玉県告示第六百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、

次の土地改良区の定款の変更を平成十九年三月二十九日認可した。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

唐子南部土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

埼玉県告示第六百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成十九年三月二十九日認可した。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

嵐山中部土地改良区

二 事務所所在地

比企郡嵐山町

埼玉県告示第六百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成十九年三月二十九日認可した。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

嵐山南部土地改良区

二 事務所所在地
比企郡嵐山町

埼玉県告示第六百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示(平成十九年関東地方整備局告示第百三十九号)があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後新たに編入された事業地内において土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画事業の種類及び名称

羽生都市計画公園事業九・六・〇一

二 施行者の名称

埼玉県

三 事務所所在地

行田市長野九四三

四 変更に係る事業地の所在

イ 新たに編入に係る事業地の所在

羽生市大字弥勒字才塚

ロ 削除に係る事業地の所在
羽生市大字日野手新田字惚達

埼玉県告示第六百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示(平成十九年関東地方整備局告示第百六十一号)があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後新たに編入された事業地内において土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画公園事業五・五・〇九号しらこぼと公園及び越谷都市計画公園事業五・五・〇一号しらこぼと公園

二 施行者の名称

埼玉県

三 事務所所在地

越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

四 変更に係る事業地の所在

越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

イ 新たに編入に係る事業地の所在
なし

ロ 削除に係る事業地の所在
なし

埼玉県告示第六百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した所沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

所沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和三十二年十一月十九日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和三十七年埼玉県告示第四百五十三号、昭和四十八年埼玉県告示第七百一号、昭和五十年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十一年埼玉県告示第九百六十九号、昭和五十三年埼玉県告示第五百九十二号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十四号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十七号、昭和五十七年埼玉県告示第九百三十四号、昭和六十一年埼玉県告示第千三百三十四号、昭和六十二年埼玉県告示第千三百三十四号、平成元年埼玉県告示第六百三十七号、平成三年埼玉県告示第六百四十五号、平成五年埼玉県告示第三百七十一号、平成八年埼玉県告示第九百六十九号、平成十三年埼玉県告示第五百十五号及び平成十四年埼玉県告示第千六百十九号の事業地に、中富南一丁目、岩岡町、三ヶ島三丁目、三ヶ島五丁目、北野一丁目、北野二丁目、北野三丁目、北野南一丁目、北野南二丁目、大字中富武野原、字北新田及び月野原、大字中新井字富士見台、大字北岩岡字林前、字横宿、字横松、字三ツ谷、字宮原、字平野、字北原、字宮前、字中道、字入間道、字内手及び字八幡北、大字久米字鳩ガ峯、字仏眼寺及び字前峯並びに大字山口字笹

畝、字大塚、字山王峯、字貉入、字東峯、字三田及び字陣鐘を加え、北原町、北中三丁目、三ヶ島四丁目、西狭山ヶ丘二丁目、若狭三丁目、林二丁目、大字本郷字東前、大字中富字三角、大字久米字峯、字原田並びに字北久米、大字荒幡字南谷ツ並びに字前峯及び大字山口字仙元前並びに字寺ヶ谷戸を変更する。

ハ 分流雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第六百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百五十八号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

ふじみ野市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業ふじみ野公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十二日から
平成二十年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(2) 使用の部分

変更なし

(1) 収用の部分

昭和三十七年埼玉県告示第千六百七十五号、昭和五十一年埼玉県告示第三百五十八号、昭和五十五年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十五年埼玉県告示第五百二十七号、昭和五十七年埼玉県告示第千二百三十四号、昭和五十九年埼玉県告示第千三百三十九号、昭和六十年埼玉県告示第四百十三号、昭和六十一年埼玉県告示第千四百四十四号、昭和六十一年埼玉県告示第千九百九十六号、昭和六十二年埼玉県告示第千四百六十五号、昭和六十三年埼玉県告示第千二百三十一号、平成二年埼玉県告示第千十五号、平成三年埼玉県告示第千六百二号、平成五年埼玉県告示第千三百五号、平成六年埼玉県告示第七百二十号、平成七年埼玉県告示第千四百八号、平成八年埼玉県告示第九百二十二号、平成九年埼玉県告示第四百十七号、平成十二年埼玉県告示第九百一十一号、平成十三年埼玉県告示第三百五号、平成十三年埼玉県告示第三百七十二号、平成十六年埼玉

玉県告示第四百九十八号及び平成十六年埼玉県告示第四百九十九号の事業地に、ふじみ野市大井を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第六百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和六十二年埼玉県告示第二百十三号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

寄居町

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業寄居公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和六十二年二月三日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和三十二年埼玉県告示第二百十三号、平成五年埼玉県告示第四百四十三号、平成六年埼玉県告示第四百九十号、平成九年埼玉県告示第四百九十九号、平成十二年埼玉県告示第七百七十五号及び平成十六年埼玉県告示第四百五十号の事業地に寄居町大字赤浜字南側上町、字南側中町及び大字富田字伊勢原、字柳井戸、字間ノ田、字田代、字伴場地後、字宮ノ前、字蔭際、字伴場地、字東伴場地、字大塚、字森ノ後、字塚越、字宮田、字峯ヶ谷戸、字間々下、字猪ヶ谷戸、字淵ノ上、字庄ヶ入、字西小林、字小林、字六反田、字鷺丸下、字小蔵田、字銭小田、字中六反田、字上六反田、字鷺丸、字五反田を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和三十二年埼玉県告示第二百十三号、平成五年埼玉県告示第四百四十三号、平成六年埼玉県告示第四百九十号、平成九年埼玉県告示第四百九十九号、平成十二年埼玉県告示第七百七十五号及び平成十六年埼玉県告示第四百五十号の事業地に寄居町大字赤浜字南側上

町、字南側中町及び大字富田字伊勢原、字柳井戸、字間ノ田、字田代、字伴場地後、字宮ノ前、字蔭際、字伴場地、字東伴場地、字大塚、字森ノ後、字塚越、字宮田、字峯ヶ谷戸、字間々下、字猪ヶ谷戸、字淵ノ上、字庄ヶ入、字西小林、字小林、字六反田、字鷺丸下、字小蔵田、字銭小田、字中六反田、字上六反田、字鷺丸、字五反田を加える。

埼玉県告示第六百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年三月一日

指令杉整第一八〇一四四一号

二 検査済証番号

平成十九年三月二十六日第百六十三号

三

開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町南栗橋四丁目一一

三、一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県加古川市野口町古大内九〇〇番地

オークラサービス株式会社
代表取締役 大庫 隆夫

埼玉県告示第六百十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年三月七日

指令杉整第一八〇一一〇一号

二 検査済証番号

平成十九年三月二十六日第百六十四号

三

開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町東六丁目二二二三

外十一筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市備後東二一六一八

宏和工業株式会社

代表取締役 大山 壽一

埼玉県告示第六百十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月六日

一 許可番号
埼玉県知事 上 田 清 司
平成十九年三月二十七日

指令東整第一八〇一三〇一号
二 検査済証番号
平成十九年三月二十九日第百七十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡鳩山町大字泉井字西堀四五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
坂戸市南町三番三号
有限会社 昌和建設
代表取締役 大谷 正忠

埼玉県告示第六百十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月六日
埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号
平成十八年九月二十一日
指令本整第一一八〇〇四〇号

二 検査済証番号
平成十九年三月二十八日第百六十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称
児玉郡美里町大字広木字後山王七一

二一四、七五三一、七五三二、七

五五、七五五二、七九一一、七九一一二、七九三、七九三二、七九三三、七九五一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
児玉郡美里町大字広木七五三番地一
直進精機株式会社
代表取締役 清水 政好

埼玉県告示第六百十四号
都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月六日
埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号
平成十八年十一月二十一日
指令飯整第一八〇〇四〇〇号

二 検査済証番号
平成十九年三月二十八日第百六十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称
入間郡毛呂山町大字葛貫字新田九〇

六番一、九〇六番五
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川越市脇田本町一番地五
株式会社 日本アポック
代表取締役 犬竹 一浩

埼玉県告示第六百十五号
都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月六日
埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号
平成十九年三月十四日
指令熊整第〇八一八〇三〇一号

二 検査済証番号
平成十九年三月二十八日第百七十号

三 開発区域に含まれる地域の名称
大里郡寄居町大字今市字篠場三五番一、外七六筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
株式会社 ワンビシアーカイブス
代表取締役 星川 恭治

埼玉県告示第六百十六号
平成十二年埼玉県告示第五百八号(手数料を減免する建築物等について)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月六日
埼玉県知事 上 田 清 司

告示中「別表都市整備部の項第一号」の下に「(口を除く。)」を加える。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十五号
都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月六日
埼玉県飯能県土整備事務所長
根岸 功

一 許可番号
平成十八年五月二十二日
指令飯整第一八〇〇三〇号

二 検査済証番号
平成十九年三月二十八日
飯整第一八〇〇五三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称
入間郡毛呂山町大字旭台百七番二、同番二十一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡毛呂山町大字毛呂本郷一〇四一番地
鎌北建設株式会社
代表取締役 鎌北 龍児

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十六号
都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月六日

平成十九年四月六日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年二月二十一日

指令飯整第一八〇〇五六〇号

二 検査済証番号

平成十九年三月三十日

飯整第一八〇〇六四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字大谷字松ノ木六六

一番五、六六五番三、六六六番二、字

腰巻六七〇番四、六七二番二、町道三

―六三〇号線の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市大字的場一三五六番地一二

メゾン・セレーサ二〇二号室

原 大介

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五

十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年四月六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年二月十九日

第一八〇一八五〇号

二 検査済証番号

平成十九年三月三十日

第一八〇二〇五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字飯島字榎戸二九二

番三、二九二番九、二九二番一四、二

九二番一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市大字古谷上六〇八三番地八

C―二棟一〇一号室

今井 彰子

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十

五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年四月六日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木 孝之

一 許可番号

平成十九年三月二十日

指令行整第一七―〇一六三一号

二 検査済証番号

平成十九年三月二十二日第五十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字上種足字十三番

三六八三―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字中ノ目五九六番

地四 なかのめ宿舍一号棟四〇一号

田口 修

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定によ

る道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成十九年四月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 惠樹

指定番号	指 定 年 月 日	指 定 し た 道 路 の 位 置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第四号	平成十九年三月二日	北葛飾郡栗橋町中央一丁目一〇二三番一三	四・〇〇	二四・五四	さいたま市大宮区桜木町一丁目一〇番地一七 株式会社アイダ設計 代表取締役 會田 貞光

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定により同法第八十六条第五項による認定を取り消したので、次のとおり公告する。

平成十九年四月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

認定取消番号	認定取消年月日	対象	区域	既認定番号	既認定年月日
第一号	平成十九年三月二十八日	幸手市大字吉野字明神前五二七番一他二六六筆 (対象区域面積 三五四、一二六・二六平方メートル)		第二号	平成十一年四月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定により認定したので、次のとおり公告する。

平成十九年四月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

認定番号	認定年月日	対象	区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第三号	平成十九年三月二十八日	幸手市栄一七七五番一他二筆 (対象区域面積 二九、〇五〇・六二平方メートル)		埼玉県杉戸県土整備事務所開発建築担当
第四号	平成十九年三月二十八日	幸手市栄一六八九番一他一〇筆 (対象区域面積 一九七、四六九・一七平方メートル)		

埼玉県公営企業告示第三号

WTO政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月六日

埼玉県公営企業管理者

今井 大輔

1 落札に係る建設工事の名称

18水一第202号新三郷浄水場高度浄

水施設建設工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県第一水道建設事務所庶務用地
担当 埼玉県さいたま市大宮区大成町

1 丁田528番1号

3 落札者を決定した日

平成19年3月15日

4 落札者の氏名及び住所

大成建設株式会社関東支店 埼玉県

さいたま市大宮区桜木町1丁田10番地

16

5 落札金額

7,455,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成18年12月1日

埼玉県教委告示第十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成十九年四月六日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

一 日時

平成十九年四月十二日 午前十時
 二 場所
 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番
 一号

三 議題
 埼玉県教育局教育委員会室
 当面する教育関係諸問題について

雑報

人事異動

収用委員会委員任命

加村トク江委員は、三月二十五日任期満了し、三月二十六日次の者が任命された。

収用委員会委員 石原 弘

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
	埼玉新聞社 〒330-0851 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 〇四八―八六二―二九〇―(代表)